

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

法令名	社会福祉法	担当課	保健福祉課	検索番号	2-1
不利益処分	社会福祉法人の法令等の違反に対する措置命令				
(根拠規定)					
[社会福祉法第56条第6項]					
所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。					
(処分基準)					
「社会福祉法人の認可について (平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長他連名通知)」					
「社会福祉法人の認可について (平成12年12月1日社援企第35号厚生省社会・援護局企画課長他連名通知)」					
「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について (平成29年4月27日社援発0427第1号厚生労働省社会・援護局長他連名通知)」					
(その他)					